

## A 喀痰吸引等の制度に関すること

No.	区分①	区分②	【Q】	【A】
A27	登録喀痰吸引等事業者	備品	登録喀痰吸引等事業者(登録特定行為事業者)が備えておくべき備品等として「心肺蘇生訓練用器材一式」とあるのが、これを備えるべきとする意図はどのようなものか。	心肺蘇生訓練用機材は医行為に伴う不測の事態に備え、必要に応じて研修を修了した介護職員が初めて医行為を行う前や、就業中のOJT研修などに手技を確認する目的でこれらの備品を備えることとしたところ。
A28	登録研修機関	休廃止	登録研修機関から休止の届出書(休止予定期間を明記)が出され、その後、休止期間満了に伴い事業を再開する際、もしくは引き続き事業を休止する際は何か届出は必要になるか？	休止後の事業再開については、再開届出等の提出なく再開可能である。一方、当初の期間を延長して休止する場合には、再度休止届出書を提出する必要がある。 なお、廃止を行った場合は、その時点で帳簿などが都道府県に引き継がれることとなるため、この後に再開する場合には、再度登録申請から行うこととなる。
A29	認定特定行為業務従事者	認定辞退	様式11「認定特定行為業務従事者 認定辞退届出書」について、認定の辞退とはどのような場合を想定しているのか。また、辞退の根拠は法附則第4条第4項のどの条文が該当するのか。	認定の辞退が発生するケースとしては、H27年度までは介護職員として特定行為を実施するが、H27年度以降は介護福祉士として喀痰吸引等業務に従事するため、従事者認定証は返納する場合を考えている(それ以外の従事者が辞退したい場合にも用いて差し支えない)。 なお、認定辞退については上記のようなケースに備えて示したものであり、法令上の規定はない。

No.	区分①	区分②	【Q】	【A】
A30	認定特定行為業務従事者	登録	<p>認定特定行為業務従事者について、以下のような変更が発生した場合に、どのような申請を行えばよいか。</p> <p>①経過措置対象者が平成24年度以降に登録研修機関の研修(第一号～第三号)を修了した場合  ②第三号研修修了者が別の対象者の実地研修を修了した場合  ③第三号研修修了者が同一の対象者に対する別の行為の実地研修を修了した場合  ④第三号研修修了者が第一号、第二号研修を修了した場合  ⑤第二号研修修了者が第一号研修を修了し、実施可能な行為が増えた場合</p>	<p>基本的な考え方としては、実施できる行為が増えた場合には既存の認定証を変更し、対象者の変更(第三号研修から第一・二号への変更を含む)や、経過措置から本則の適用に変わった場合には新たな認定登録が必要となる。</p> <p>①新規の申請を行い、新たな認定証を交付する  ②新規の申請を行い、新たな認定証を交付する  ③変更の申請を行い、交付済みの認定証を書き換える  ④新規の申請を行い、新たな認定証を交付する  ⑤変更の申請を行い、交付済みの認定証を書き換える</p>
A31	認定特定行為業務従事者	申請	<p>認定特定行為業務従事者の認定については、申請者の住所地の都道府県へ申請することになると思うが、例えば勤め先の事業所の所在地が住所地とは別の都道府県にある場合などにおいて、事業所が職員の認定申請をとりまとめの上、事業所の所在地の都道府県へ申請を行うことは可能か。</p>	<p>お見込みの通り、申請者の住所地の都道府県に申請することが基本となるが、住所地以外の都道府県で認定しても差し支えない。</p>
A32	その他	事務	<p>平成24年4月1日は日曜日になるが、認定証の交付や登録事項についてどのように対応すればよいか。</p>	<p>規定はないため、4月1日の登録日付のものを4月2日以降に交付することや、事前の3月中に交付することとしても差し支えない。</p>
A33	認定特定行為業務従事者	申請	<p>認定証の交付申請書(様式5-1、5-2)の添付資料に、住民票(写し)とあるが、本籍、住所地が確認できるものとして、例えば、運転免許証の写しなど、これに代わるものでもよいか。</p>	<p>住民票の写しの提出は省令附則第5条に規定されている事項のため、他のもので代替は不可である。ただし、学校教育法第1条に規定する学校(大学及び高等専門学校を除く)の教員に限っては、教育職員免許状の写しの提出と、住所を記載した書類等を所属する学校等で作成し学校長等が承認するなど、公的機関の証明により内容が担保されるのであれば、住民票の写しに換えることとして差し支えない。具体的な処理方法や様式等については、教育委員会と都道府県の知事部局とで個別に調整されたい。</p>

No.	区分①	区分②	【Q】	【A】
A34	登録喀痰吸引等事業者	要件	法第48条の5第1号各号に適合することを証する書類については、どのような内容が記載されていれば適合とみなしてよいか。	最低限の内容として、別紙「適合要件チェックリスト」の項目が満たされていれば適合とみなして差し支えない。 なお、今後、関連様式の提示を予定しているが、それまでの間における適合要件の確認として、例えば特養の場合であれば全国老協が提示している指針要件など、既存の条件を適宜参考にして行い、追って提示する関連様式を踏まえた書類を改めて届出させることとしても差し支えない。
A35	特定行為	範囲	今般の制度化によって、介護従事者にも可能となった行為以外の行為は、実施できなくなると考えて良いか。	喀痰吸引と経管栄養以外の行為が医行為に該当するか否かや、介護職員が当該行為を実施することが当面のやむを得ない措置として許容されるか否かは、行為の態様、患者の状態等を勘案して個別具体的に判断されるべきものであり、法が施行された後もその取扱いに変更を加えるものではない。
A36	研修の一部履修免除	第3号研修	違法性阻却通知に基づく研修等を修了し、たんの吸引等を行っていた介護職員等で、対象者の死亡や転出等、何らかの事情により特定の者の経過措置認定が受けられない介護職員等が、平成24年4月1日以降に第3号研修を受ける場合、通知にも基づく研修等の受講履歴その他受講者の有する知識及び経験を勘案した結果、相当の水準に達していると認められる場合には、当該喀痰吸引等研修の一部を履修したものとして取り扱うことができ、一部履修免除されると考えてよいか。	お見込みのとおり。 研修の一部履修免除の範囲等については、平成23年11月11日付け社援発1111第1号「社会福祉士及び介護福祉士法の一部を改正する法律の施行について(喀痰吸引等関係)」局長通知を参照されたい。
A37	研修の一部履修免除	第3号研修	違法性阻却通知（「ALS（筋萎縮性側索硬化症）患者の在宅療養の支援について」「在宅におけるALS以外の療養患者・障害者に対するたんの吸引の取扱いについて」）に基づく研修等を修了し、たんの吸引等を行っていた介護職員等で、対象者の死亡や転出等何らかの事情により特定の者の経過措置認定が受けられない介護職員等が、平成24年4月1日以降に、第3号研修を受講し、新たな対象者にたんの吸引等を行う場合、例えば、 ・喀痰吸引の行為が必要な対象者の場合は、実地研修（特定の対象者に対する当該行為）のみを受講すれば良く、 ・経管栄養の行為が必要な対象者の場合は、基本研修（経管栄養部分の講義3時間と演習1時間）及び実地研修（特定の対象者に対する当該行為）を受講するということがよいか。	お見込みのとおり。 なお、喀痰吸引の行為が必要な対象者の場合に、基本研修（経管栄養部分の講義3時間と演習1時間）を受講することを妨げるものではない。

No.	区分①	区分②	【Q】	【A】
A38	研修の一部履修免除	第3号研修	<p>違法性阻却通知（「盲・聾・養護学校におけるたんの吸引等の取扱いについて」）に基づく研修等を修了し、たんの吸引等を行っていた教員で、異動等何らかの事情により特定の者の経過措置認定が受けられない教員が、平成24年4月1日以降に、第3号研修を受講し、新たな幼児児童生徒にたんの吸引等を行う場合、A36の研修の一部履修免除を適用し、例えば、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・気管カニューレ内部の喀痰吸引以外の特定行為が必要な幼児児童生徒の場合は、実地研修（特定の対象者に対する当該行為）のみを受講すれば良く、</li> <li>・気管カニューレ内部の喀痰吸引が必要な幼児児童生徒の場合は、基本研修（気管カニューレ内部の喀痰吸引に関する部分を含む講義3時間と演習1時間）及び実地研修（特定の対象者に対する当該行為）を受講するということがよいか。</li> </ul>	<p>お見込みのとおり。</p> <p>なお、気管カニューレ内部の喀痰吸引以外の行為が必要な幼児児童生徒の場合に、基本研修（気管カニューレ内部の喀痰吸引に関する部分を含む講義3時間と演習1時間）を受講することを妨げるものではない。</p>